

## 建築物等緑化補助金 申請時確認事項

### ① 申請箇所（施工箇所）は、



・市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落※ ⇒ ②へ

・上記以外 ⇒ **補助対象外**

#### ※既存集落：

半径300mの円内に100戸以上の建築物があるもの、又は50戸以上の建築物が連たんしている箇所。「建築物が連たん」は建築面積が30㎡以上の建築物が、その敷地間の距離が55m以内にある状態を指す。

### ② 申請内容は、



・空地緑化※及び生垣設置 ⇒ ③へ

・その他（屋上、壁面、駐車場緑化※） ⇒ ④へ

#### ※空地緑化：

敷地内において建築物又は駐車場に占有されていない箇所において、植栽等により緑化すること。

#### ※屋上緑化：

建築物の屋上又は屋根において、地盤面を設け、そこに植物を植えて緑化すること。

#### ※壁面緑化：

構造物の外壁面及び構造物に近接する位置において、植栽基盤を設け、そこに植物を植え、又は、地盤面から植物を登はんさせるなどして、緑化すること。

#### ※駐車場緑化：

駐車場・駐車場内の車路又は駐車場区画内において、保護資材と地被植物等を併設することにより、緑化すること。

③ 施工規模は、



- 空地緑化：緑化対象面積の合計が50㎡以上  
生垣設置：延長15m以上及び1m当たり2本以上植栽  
⇒ **愛知県の都市緑化事業として対象(別途補助金の上限等の条件あり)**
- 上記基準を満たしていない ⇒ **補助対象外**

④ 施工規模は、



- 緑化対象面積の合計が50㎡以上  
⇒ **愛知県の都市緑化推進事業として対象(別途補助金の上限等の条件あり)**
- それ以下  
⇒ **東海市の都市緑化推進事業として対象(別途補助金の上限等の条件あり)**